

総社市消防告示第1号

総社市応急手当普及啓発活動推進に関する実施要綱（平成17年総社市消防告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月12日

総社市消防長 近藤 義彦

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条項を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p>(住民に対する普及講習の種類) 第4条 略 2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表第3及び別表第3の2のとおりとする。</p> <p>(応急手当普及員の認定等) 第11条 略 2 略 3 <u>現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。</u></p> <p>(応急手当普及員の資格の有効期限) 第14条 略 <u>(他の地域で認定を受けた者の扱いについて)</u></p>	<p>(住民に対する普及講習の種類) 第4条 略 2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表第3のとおりとする。</p> <p>(応急手当普及員の認定等) 第11条 略 2 略</p> <p>(応急手当普及員の資格の有効期限) 第14条 略</p>

改正後		改正前	
<p><u>第15条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員の認定を受けた者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、消防長が認定したものとみなすことができる。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p><u>第16条 略</u> (応急手当指導員等の責務)</p> <p><u>第17条 略</u> (講習の申込み及び通知)</p> <p><u>第18条 略</u> (応急手当講習細目)</p> <p><u>第19条 略</u> (普及啓発用資機材の整備)</p> <p><u>第20条 略</u> (感染防止上の配慮)</p> <p><u>第21条 略</u> (関係機関との連携)</p> <p><u>第22条 略</u> (報告)</p> <p><u>第23条 略</u> (その他)</p> <p><u>第24条 略</u></p> <p>別表第1 (第4条関係) 普通救命講習 I</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>(認定の取消し)</p> <p><u>第15条 略</u> (応急手当指導員等の責務)</p> <p><u>第16条 略</u> (講習の申込み及び通知)</p> <p><u>第17条 略</u> (応急手当講習細目)</p> <p><u>第18条 略</u> (普及啓発用資機材の整備)</p> <p><u>第19条 略</u> (感染防止上の配慮)</p> <p><u>第20条 略</u> (関係機関との連携)</p> <p><u>第21条 略</u> (報告)</p> <p><u>第22条 略</u> (その他)</p> <p><u>第23条 略</u></p> <p>別表第1 (第4条関係) 普通救命講習 I</p> <p>略</p> <p>略</p>	
備考	<p>1及び2 略</p> <p><u>3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防長の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</u></p>	備考	1及び2 略

改正後				改正前					
別表第1の2（第4条関係） 普通救命講習Ⅱ				別表第1の2（第4条関係） 普通救命講習Ⅱ					
略				略					
略				略					
備考	1～4 略 5 <u>訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防長の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</u>			備考	1～4 略				
別表第1の3（第4条関係） 普通救命講習Ⅲ				別表第1の3（第4条関係） 普通救命講習Ⅲ					
略				略					
略				略					
備考	1及び2 略 3 <u>訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防長の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</u>			備考	1及び2 略				
別表第2（第4条関係） 上級救命講習				別表第2（第4条関係） 上級救命講習					
略				略					
項目		細目		項目		細目		時間(分)	
略				略					
その他の 応急手当	傷病者管理 法	保温法	120	傷病者管理 法	衣類の緊縛解除	120	保温法	体位管理	
		体位管理（回復体位とショック時の対応）							
	手当の要 領	包帯法（三角巾等）	120	外傷の手 当要領	包帯法	120	副子固定法	熱傷の手当	
		副子固定法							
		熱傷の手当							
	熱中症への対応（予防を含む）								

改正後				改正前			
		その他の手当（用手による頸椎保護，溺水への対応等）				その他の手当	
	搬送法	搬送の方法（徒手搬送，毛布を使った搬送法，複数名で搬送する方法）			搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法（担架搬送の基本事項）				担架搬送法	
		応急担架作成法				応急担架作成法	
略				略			
備考	1～3 略 4 訓練用資機材を充実させることによって，受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば，消防長の判断により講習時間を短縮することを可能とする。			備考	1～3 略		
別表第3（第4条関係） 救命入門コース（90分コース）				別表第3（第4条関係） 救命入門コース			
略				略			
略				略			
略				略			
別表第3の2（第4条関係） 救命入門コース（45分コース）							
1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。						
2 標準的な実施要領	1 講習については，実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2人以内とすることが望ましい。 3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。						
項目		細目		時間(分)			
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		45			

改正後				改正前
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）	反応の確認，通報	
			胸骨圧迫要領	
		自動体外式除細動器（AED）の使用方法	自動体外式除細動器（AED）の使用方法（口頭又はビデオ等）	
			自動体外式除細動器（AED）の実技要領	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。